福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

株式会社第三者評価機構　静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：小規模保育所　ｍａｍａはぁと		種別：小規模保育事業	
代表者氏名：加藤　保		定員（利用人数）：　　１２名	
所在地：静岡県牧之原市勝俣１２６５－１			
TEL：０５４８－２２－８２４６		ホームページ：http://circle-2.info	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日　２０１５年４月１日			
経営法人・設置主体（法人名等）：（有）サークルツー			
職員数	常勤職員：　４名	非常勤職員　４名	
専門職員	保育士　６名		
	調理員　３名		
	子育て支援員　１名		
施設・設備の概要	（居室数）　２	（設備等） 託児室・乳児室・厨房・トイレ	

③理念・基本方針

保育理念

こどもたちが笑顔で過ごせ、保護者からも信頼される保育を目指します

保育方針

・保育士との温かい愛情や、こども同士の関わりを基礎として、人に対する愛情と信頼感、生きる力を育てるようにします

・安心して子育てができるように子育て支援をします

④施設・事業所の特徴的な取組

・異年齢児との関わりをもつ

・高齢者との触れ合い

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和５年４月１日（契約日）　～ 令和５年１０月３１日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	０　回（　　年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

（１）園をリードする立場としての指導力を発揮し、保育の質の向上に邁進しています
法人の介護事業部、保育事業部を指揮する「福祉統括」に今年度より着任し、後進に道を託した先任の園長は、管理者会議、職員会議、研修、各種委員会といった組織体制を構築し、自らもその活動に参画して、法人が掲げる行動指針に則ったサービスの提供を発信しています。新任の園長とともに、日常の保育場面における助言をはじめ、課題解決の道標となる内外研修の推進、提出された研修報告書へのコメント、苦情への迅速な対応と再発防止策の協議等、質の向上に向けた取組の根底には、信頼される保育所たる揺るぎない信念が息づいています

（２）経営・管理に関する方針を明確にし、理解を促す堅固な基盤があります
４月の研修は「職員の基本姿勢・基本倫理・虐待」を必修とし、「会社理念」「採用時誓約書」「倫理規程」「職員倫理規程にもとづく行動方針」「虐待」の資料をもとに福祉統括が講義をおこなっています。「差別の禁止」「利用者の主体性と個性の尊重」「プライバシーの保障」等、法人が目指す福祉サービスの浸透に向け力を入れている内容であり、研修報告書には「毎年聞くことであっても気持ちが引き締まる」「チームワーク良く進めていく事が大事」との記述が並び、意識統一を図る仕組みとして機能しています

（３）よりよい保育の提供に必要となる関係機関との連携を確保しています
市内唯一の単独小規模保育所で、園長会議のメンバーとなっていなかった経緯がありますが、福祉統括自らの申し出により仲間入りし、地域でのネットワーク化を果たしています。また、定期開催されている牧之原市子ども子育て会議をはじめ、牧之原市要保護児童等対策地域協議会が開催する会議に出向き、情報交換及び支援に関する協議や、牧之原市健康推進課、社会福祉課とも連携して情報共有するなど、よりよい保育を提供するための努力を惜しみません。さらに同一敷地内で運営される高齢者施設との交流では、大家族のようなあたたかみと安心感を享受しています

（４）子どもを真ん中において考えることをどの歳児でも大切にしています
自分でできることでも「やって」ときた時には、「さっきできたでしょう」という関わりはせず、その時の子どもの気持ちに応じる関わりをしています。日頃から「そのいたずらは、子どもが伸びるサインです」の著書を参考にし、物を投げたり壊したりする行為に対して、「やめなさい」「投げちゃだめでしょ」と関わるのではなく、投げたい気持ちや壊したい気持ちを認め、その行為を遊びに変えていく事を学びの中から実践しています。この積み重ねが保育者の意識を高め、見守りから子どもへの関わりを導き出し、人的環境が子どもの意思の尊重と子ども主体の保育を十分に保障しています

（５）一人ひとりの状況を細やかに把握し、情報共有する体制が整えられています
個人経過記録は日々記録され、変化が見られた時には個票にも転記しています。「健康」「言葉」「表現」「環境」「人間関係」と見出しをつけて記載され、情報の把握と共有が確実におこなえる工夫があります。また、排便についても時間はもちろんのこと、付着

便や軟便というように細かな状態も記されています。特に便秘がひどく服薬もしており保護者への確実な報告が必要な場合、より細やかに状況の把握ができるように個人の一覧も作成され、日々の状況が一目で把握できるようになっています

◇改善を求められる点
●全体的な計画にもとづいたＰＤＣＡサイクルの実践
年２回自己評価を実施して保育実践を振り返っていますが、大きな枠組みである全体的な計画にもとづいた振り返りと評価をおこなうことで、事業所の強みがさらに発揮されることを期待いたします

●ヒューマンエラーの視点を常に持ったチェック体制の確立と強化
保護者アンケートから入れ間違いの指摘がありましたが、繰り返し起こるとクレームから不信感への移行につながりかねない事案ですので、ダブルチェックの体制、入れ間違いを防ぐための方策の検討・実施が望まれます

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当施設は託児所から始まり、待機児童（乳幼児）の増加に伴い、小規模保育所への移行となりました。働く御父兄の支援を安心かつ安全に行う保育を目指しています。今回、第三者評価を受けることにより、自分たちに不足しているものがあることの確認ができ、嬉しく思っております。

ご指摘いただいた改善策につきましては、職員会議（10 月分）にて報告し、保育士一同で改めて参ります。園の理念・方針を基に保育の向上に努めていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

（別紙）

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b 評価…a に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
c 評価…b 以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－1　理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－1－（1）　理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-（1）-①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育所保育指針に示されている「保育所保育に関する基本原則」「養護に関する基本的事項」をふまえ、心身の発達の基盤が形成される上で極めて重要な時期である０、１、２歳児保育にふさわしい理念、保育方針を定め、玄関に掲示しています。理念を職員の行動規範としてより具体的な指針とするため「職員倫理規程に基づく行動指針」を策定、年度初めの会議と研修で理解を図り、年２回の自己評価でその周知状況を把握しています。保護者等に対しては保護者会で説明していますが、事業所が目指す保育への共通理解を進めるうえでも周知状況や達成度を確認する機会が得られるよう望みます		

Ⅰ－2　経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－2－（1）　経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ－2－（1）-①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 事業全体の動向については牧之原市子ども子育て会議や市内保育施設の園長が集まる園長会議、報道や定期購読している保育雑誌等で把握し、地域の福祉計画「健やかプランまきのはら」に掲げられている小規模保育所の意義を把握しています。また、年に２回開催される牧之原市子ども子育て会議に出席し、子どもの数・利用者像や保育のニーズなどの地域の特長並びに経営環境の課題を掴んでいますが、いずれも分析を示す書面はありません。保育のコスト分析や利用率の分析といった経理関連については法人代表がおこなっており、同一敷地内全事業を指揮する福祉統括と常に情報共有がなされています		
3	Ⅰ－2－（1）-②　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 組織体制や設備の整備、職員体制においては代表と福祉統括、経営環境や財務状況は代表、		

保育内容と人材育成については福祉統括がそれぞれ現状把握をおこない、分析にまで及んでいるとは言い難いものの、具体的な課題や問題点を明らかにしています。課題や問題点は、全事業所が共通認識のもとで方向性を協議する「管理者会議（※１）」、保育の内容や組織体制、設備、人材育成等を検討する「職員会議（※２）」、研修会を企画・実施する各種委員会（※３）で職員に周知し、それぞれ設定された場で職員同士が検討して取組、課題解決・改善に向けた具体的な方策を会議録に文書化しています

※１　毎月開催。メンバーは保育所園長、同一敷地内で展開する高齢者施設３事業所の管理者。全体での連絡、情報共有、各事業所の報告をおこなう
※２　毎月開催。メンバーは保育士全員。先月の振り返り、今月の目標・行事確認、情報の周知・共有とともに課題を協議する
※３　研修委員会、感染症・安全対策委員会、虐待防止委員会を毎月開催。メンバーは各事業所担当者。研修会を企画する

Ⅰ－３　事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ－３－（１）－①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・©
〈コメント〉 予算書については年度初め（５月）に作成していますが、待機待ちという事業の特性上、見通しがたてにくいこともあり、中・長期の計画は策定していません。刻々と変化する社会情勢の中でも保育所に期待されている役割はますます大きくなっており、その使命を果たすために、目指すべき将来像に向けた実行計画として「見える化」するものが中・長期計画となります。継続性、計画性にもとづいた意思決定を推し進め、職員にとっても事業所の進む先を理解し、法人への信頼性や業務の発展性につながる点から、中・長期計画が策定されることを期待します		
5	Ⅰ－３－（１）－②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・©
〈コメント〉 中・長期計画が策定されていないため前項目と同様の評価結果となりますが、年齢別保育目標、行事計画、年間研修計画、避難訓練年間計画を策定しています。当該年度における事業、保育等に関わる内容が具体化され、いずれも実現可能な内容となっており、実施後は全職員が報告書を作成するとともに毎月の職員会議で振り返り、年度末に総括して反省点を挙げ、次年に活かしています。実施状況の評価にあたってはできる限り定量的な分析が可能となるよう、単年度計画の内容について数値目標や具体的な成果を設定することは今後の課題です		
Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。		
6	Ⅰ－３－（２）－①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 単年度計画は職員会議での職員意見を集約し、前年度の子どもの保育状況を勘案して大枠を		

福祉統括、園長、主任が作成しています。行事や研修、訓練ごと担当者による報告書の作成を義務付けて計画期間中の実施状況を把握しており、実施後に提出された報告書に福祉統括がアドバイスを記入、その後、全職員で供覧して職員会議で振り返るとともに評価につなげています。現状はマネジメントサイクルにのせた仕組みが定着していますが、今後は定量的な分析が可能となる数値目標や具体的な成果設定に取組の余地があります		
7	Ⅰ－3－(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 単年度計画の主な内容（保育目標、年間行事予定）を「入園のしおり」に掲載して保護者会で説明し、毎月発行する園だより「ｍａｍａはぁとだより」にも記載して周知しています。年度初め４月号の「ｍａｍａはぁとだより」には歳児ごとの保育目標を載せ、行事予定は月ごとに詳細な「活動予定表」として記載し、保護者がより理解しやすいよう工夫しています。さらに、同一敷地内で運営する高齢者施設３事業所が開催している運営推進会議（※）においても、「活動報告書」として行事や研修、訓練の実施状況について資料を配付し説明をおこなうことで、行政・地域への周知も図っています ※ 地域密着型サービスにおいて国の基準及び市の条例に定められている会議。利用者、地域住民、利用者家族、市職員に対し、事業所が提供しているサービス内容等を報告し、会議の参加者から評価を受けるとともに、質問や意見、必要な要望や助言を受けるもの。２ヶ月ごとに年６回開催し、事業者はその記録を作成、公表して運営の改善につなげる。ｍａｍａはぁとは年２回（９月、３月）出席している		

Ⅰ－4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
Ⅰ－4－(1)　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	Ⅰ－4－(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 日々の保育は年間、月間、週日案でそれぞれ振り返りをおこなって次の保育に活かしています。また、保育士がおこなう自己評価は前期（４月～９月）、後期（１０月～３月）と期間を定め、前期分は１０月の職員会議で結果を全員で共有し後期につなげています。３月には記述式アンケートも実施し、年度末の研修「自己分析　反省」において達成状況を評価して園全体、自己の課題を抽出、保育の質の向上のため必要と思われる内容を次年度の年間研修計画に取り入れ、ＰＤＣＡサイクルが継続して実施されています。第三者評価の受審は今回が初めてとなりますが、現在の自己評価シートの分析に新たな視点が加わることを期待します		
9	Ⅰ－4－(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題は３月の研修「自己分析　反省」の資料「全体評価・自己評価」に文書化されており、年度末の研修と職員会議において全職員に周知し、さらに大切なポイントは職員連絡ノートに記載して共有しています。「認識の違いが時々あるので連絡ノートでの共有だけでなく話すこと（連絡・確認）がもっと必要」「施設内での安全		

なあそび場の確保」等、改善点として挙げられたことは、毎月の職員会議や研修において実施状況を評価する仕組みがありますが、課題の中には設備の改善や予算的な課題といった単年度では解決できないものも想定されますので、改善実施計画としての整備を期待します

評価対象Ⅱ　組織の運営管理

Ⅱ－１　管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）　管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 法人全事業を指揮する福祉統括は、年度初め（４月）の研修「職員の基本姿勢・基本倫理・虐待」において「会社理念」「採用時誓約書（服務等）」「倫理規程」「職員倫理規程にもとづく行動方針」「虐待」の資料をもとに講義をおこない、経営、管理に関する方針と取組を説明しています。研修受講後は都度、内容と感想を記述する「職員研修報告書」の提出を義務づけ、福祉統括と園長は各職員の報告書にコメントを記載して供覧し、意識統一を図っています。福祉統括は日々現場をまわり、職員の特性を考慮したアドバイスや場面に応じた進言で、保育所の事業運営における責任者としての立場を示しています		
11	Ⅱ－１－（１）－②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 牧之原市が主催する研修や年２回の子ども子育て会議には積極的に出席し、組織全体をリードしていく責務を負う立場として、法令遵守の観点からも最新の情報が得られるようにしています。児童福祉法をはじめ、保育所保育指針、子ども子育て支援法、労働基準法、児童虐待の防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律等を理解し、常に新しい内容をファイル化して事務所に備え、年度当初の研修「職員の基本姿勢・基本倫理・虐待」においては、保育者として備えるべき資質や遵守するべき法令について周知しています。小テストを実施するなど、認識を深めるための取組が高まることを期待します		
Ⅱ－１－（２）　管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－①　保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 福祉統括と園長は保育の質について、日々実際に保育を見たり、記録（個人経過記録）や前月の子どもの姿を踏まえた活動（保育内容）を通して現状を把握し、活動内容へのアドバイスや、毎月の職員会議における助言、提案など継続的な評価をおこなっています。また、職員会議、管理者会議、内部研修、各種委員会、運営推進会議といった体制を構築し、自らもその活動に参画して職員意見を反映するとともに指導力を発揮して取組んでいます。さらに年間研修計画に沿って月ごとに担当職員が研修を企画、実行しており、資料作りから進行までをフォローし、現場に直結する課題を共に考え、成長できる仕組みとしています		
13	Ⅱ－１－（２）－②　経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発	ⓐ・b・c

	揮している。	

〈コメント〉

福祉統括は常に保育現場の状況を代表に報告し、月次報告書、小規模保育事業現況報告書の作成をもって代表とともに人事、労務、財務を踏まえそれぞれの視点から分析をおこなっています。理念や基本方針の実現に向け、年度初めの「職員の基本姿勢・基本倫理・虐待」研修において経営、管理の方針の理解を促して意識統一を図り、「報告・連絡・相談」を軸に職員全体が情報共有して保育を進める環境づくりに取組んでいます。園長とその補佐役として主任保育士を任命して組織内に同様の意識を形成し、育児休業、育児短時間勤務など子育て世代が働きやすく職員全体で効果的な事業運営を目指し、その指導力を発揮しています

Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉

必要な福祉人材に関する基本的な考え方を「倫理規程」「職員倫理規程」「職員倫理規程に基づく行動方針」に定めていますが、保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制についての具体的な計画は作成されていません。人材確保についてはハローワークや人材派遣会社で採用活動を実施し、知り合いや口コミ、インターネットで検索して応募に至るケースもありますが、効果的な採用活動がおこなわれているとは言い難い状況にあります

15	Ⅱ－２－（１）－②　総合的な人事管理が行われている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉

期待する職員像を「職員倫理規程」「職員倫理規程に基づく行動指針」に示し、年２回実施する自己評価や、研修への取組姿勢など法人が定めた一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価して職能給につなげています。職員処遇の水準については、地域性や小規模保育所の特性を踏まえ指標化して管理・改善しています。職員の意向・希望を確認するコミュニケーションを重視し、年１回の個人面談の他にもメールや希望に応じた面談の時間を随時設けていますが、キャリアパスについて明確に記載した書面はありません

Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ－２－（２）－①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	ⓐ・b・c

〈コメント〉

有給取得状況や時間外データは事務職員が把握し、勤務シフトの状況に応じて休暇の取得を促進しており、９割以上が消化できています。また、産前産後休暇、育児休業、育児短時間勤務などワークライフバランスに配慮した取組もあり、子育て中の職員も休みが取りやすい環境にあります。健康診断、人間ドッグ費用（一部）の負担など職員の心身の健康と安全の確保に努め、資格取得支援、職員研修と交流を兼ねた旅行（コロナ禍では延期）の他、小規模保育で子ども一人ひとりの発達に合わせた手厚い保育があります。それらとともに同一敷

地内の高齢者施設とふれあいの機会をもてることも事業所の魅力の一つとなっています		
Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ－２－（３）－①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 福祉統括は、日頃の勤務態度や保育・研修への取組、年２回の自己評価をふまえ目標のすり合わせをおこなって、職員一人ひとりとの対話を基本に良いところを労い、相談に対応して、必要と思われる研修参加を勧奨しながら育成を図るスタイルをとっています。保育の場面や研修、職員会議において小規模であることを強みに、「今」と思われる瞬間を逃さず声をかけてコミュニケーションを図り、その場で個々の考え方や特徴を福祉統括自らが聞き取って、目標の進捗状況を確認しています。今後は目標管理シートの作成で「見える化」した目標管理がおこなわれることを期待します		
18	Ⅱ－２－（３）－②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 策定された年間研修計画にもとづき、教育・研修が実施されています。保育の質の向上を図るため正規職員の他、非正規職員を含めすべての職員を対象に実施されており、毎月開催される研修委員会において評価と見直しがなされ、年度末には一年の振り返りをおこなって次年度に活かしています。また、研修後には研修報告書の提出を義務付けており、これをもとに職員の疑問・理解度や意見、要望を把握して次回の研修に取り入れています。保育所が必要とする職員の知識・技術や専門資格について具体的な目標が明記され、その整合性が確保された体系的な計画が明文化されることは今後の課題です		
19	Ⅱ－２－（３）－③　職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 常勤、非常勤にかかわらず、全職員を対象として内外の研修の機会を確保し、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修を通じて職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施していますが、体系化された個別研修計画の策定はありません。職員の経験や習熟度に配慮した個別的なＯＪＴはその都度、福祉統括や園長、主任が疑問点を聞いて助言し、必要事項を職員連絡ノートに記入して周知しています。外部研修を受講した職員は研修報告書の提出とともに、職員会議や内部研修で研修報告をおこない、個人の学びにとどめず園全体で共有して取組めるようにしています		
Ⅱ－２－（４）　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－①　実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・©
〈コメント〉 実習生の受け入れはおこなっていません。今後、希望があれば依頼を受ける考えはもっています。本年度の夏休みには専門学校の学生から、「小規模保育所に興味をもち、自分で調べて応募した」との希望実習の依頼があり、迎え入れています。福祉人材の育成及び、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、保育所の社会的責務の一つであり、「受け入れマニュアルの作成」「実習生への指導方法の明確化」などを整備し、受け入れ態勢が確立されることを期待します		

Ⅱ－３　運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 ホームページでは法人理念や基本方針、保育事業における施設概要、保育料が公開されていますが、事業計画や予算、決算情報の公開はありません。また、町内会長、民生委員、牧之原市職員、保護者、高齢者施設利用者家族が出席する運営推進会議では、登録者の状況、活動内容、今後の活動、職員研修、コロナ対策が記載された「ｍａｍａはぁと活動状況報告書」を配付して説明し、園の存在意義や役割を明確に示しています。また園だよりや運営推進会議上で、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況を個人情報に配慮した上で公表しています		
22	Ⅱ－３－（１）－②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 事務、経理、取引に関するルールを内規で定め、職務分掌と権限・責任を運営規程に示し、担当委員会を年度初め（４月）の職員会議で職員に周知して園の事務スペースに掲示しています。代表取締役が定期的に事務、経理、取引について確認し、園の事業、財務について社会保険労務士、会計事務所に管理を依頼、その結果や指摘事項にもとづいて経営改善をおこなっています。牧之原市へは「小規模保育事業現況報告書」「法人決算書」「ｍａｍａはぁと収支報告書」を提出し、公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組がおこなわれています		

Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ－４－（１）－①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 地域との関わり方について基本的な考え方は明文化していませんが､「子育て支援センターだより」を玄関に掲示し、図書館をはじめ読み聞かせの会や家庭教育学級、子どもの相談窓口、一時預かり、発達支援、病院や公園の一覧が掲載されている『パパママ子育てだいじょうぶっく』（発行：牧之原市子ども子育て課）を備え、必要時には保護者に提示して地域の社会資源の利用を推奨し、予防接種や検診についての情報や卒園後の保育施設の説明をしています。また、コロナ禍で中止を余儀なくされましたが、夏祭りを実施して地域住民を招いた交流の機会を作り、園や子どもへの理解を深める取組もおこなわれています		
24	Ⅱ－４－（１）－②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 ボランティアの受け入れに対する体制の確立については、基本姿勢の明文化及びマニュアル		

の作成には課題が残りますが、地域の中学校より職業体験を受け入れています。オリエンテーション資料として注意事項や体験内容、期間中のスケジュールを記載したレジュメを作成し、受け入れの際はこれにもとづいた事前学習で個人情報に関する内容や注意点、配慮点等を伝えています。職場体験終了後には質問を受け付け、例えば「玩具の取り合いをみて困った」という感想には、保育者が間に入って双方の気持ちを聞き、受け止めたうえで「順番」ということを伝え、子どもが納得できるよう関わることを学んでもらっています		
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ－４－（２）－① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 定期開催されている牧之原市子ども子育て会議や園長会議に参加し、地域の共通の問題に対して、解決に向けて協働して取組んでいます。また、牧之原市福祉こども相談センターが担当となり牧之原市要保護児童等対策地域協議会が開催する会議からの要請に出向き、情報交換及び支援に関する協議に応じ、牧之原市健康推進課、社会福祉課と連携して情報共有に努めています。市内唯一の単独小規模保育所であるため、園長会議のメンバーとなっていなかった経緯がありますが自ら仲間入りし、地域でのネットワーク化を果たしています		
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	ⓐ・ｂ・c
〈コメント〉 牧之原市子ども子育て会議、園長会議への出席や牧之原市要保護児童等対策地域協議会、牧之原市健康推進課、社会福祉課との連携をはじめ、牧之原市長寿介護課、地域包括支援センター、町内会長、民生委員、利用者家族や保護者の出席を得ている運営推進会議においては、地域代表である町内会長や民生委員からさまざまな情報が寄せられ、地域の課題を共有しています。特に高齢化問題では認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、正しい知識の普及や認知症対策に牧之原市も力を入れており、事業を担う責任者として主体的にニーズを把握しています		
27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	ａ・ⓑ・c
〈コメント〉 把握した福祉ニーズ等にもとづいて福祉統括は、健康体操の指導者、小学校での認知症サポーター養成講座の開講、牧之原市社会福祉協議会からの要請で「ＢＰＳＤの対応について」の講師担当、市がサポートする「耳より会（認知症の勉強会）」の開催など、専門的な知識・技術を地域へ提供し、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる活動を実施しています。地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組については道半ばですが、地域密着型サービスを提供する専門家として役立つ情報を地域に還元しています		

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

Ⅲ−１　利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ−１−（１）　利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ−１−（１）−①　子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	ⓐ・ｂ・ｃ
〈コメント〉 毎年４月の研修では「職員倫理規程に基づく行動指針」を読み合わせて初心に戻って学び、自己評価での振り返りを通して理解・実践できるよう取組んでいます。基本姿勢として「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」には、「おむつ替え時、水遊び時の着替えの時には他児が見えないところでおこなう」「個々のペースに合わせた睡眠、食事時間を調整しその子の生活に合わせて過ごせるようする」と示されており、「安心して落ち着ける空間の提供」「一人ひとりの発達段階を把握し、成長の様子を家庭からも聞き取りながら１対１の関わりや対応で情緒の安定を図る」といった記録の詳細からその取組が確認できます		
29	Ⅲ−１−（１）−②　子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 子どものプライバシー保護について規程は整備されていませんが、年度初めには「職員の基本姿勢・基本倫理・虐待」の研修が励行されています。研修は、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務を明記した「職員倫理規程」をもとに内容が構成され、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思を尊重することを学んでいます。おむつ替えや着替えなど衝立やカーテンを活用して他の子に見えない場所でおこない、子どもや保護者のプライバシーに関する話を他者に聞こえる場所でしない、といった決め事も守られていますので、これらの取組が保護者にも周知される機会があることを期待します		
Ⅲ−１−（２）　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ−１−（２）−①　利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 市の紹介や口コミで利用者の獲得につながっているため、公共施設等の多くの人が入手できる場所へパンフレットは設置していません。ホームページを作成し、乳児室や保育中の様子がイメージしやすいよう写真を添え、利用についての詳細（定員、保育時間）や保育料、持ち物も記載していていますが、滞りなく更新されているとは言い難い状況にあります。保育所の利用希望者については園長が担当となり、見学希望の日程調整に応じています。また「入園のしおり」をもとに個別に説明を実施し、園の雰囲気や子どもたちの様子が伝わりやすいよう午前中の活動の時間に見学を勧めています		
31	Ⅲ−１−（２）−②　保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育の開始・変更時の説明と同意にあたっては保護者の意向に配慮し、都合の良い日を予め調整して来所の上、面接をおこない、「入園のしおり」や契約書、重要事項にもとづいて説明		

しています。「入園のしおり」は、保育理念・保育方針・保育目標をはじめ、保育の一日の流れや年間行事、持ち物、注意事項（連絡帳の記載、延長保育や欠席、遅刻の連絡、送迎者の変更は事前連絡が必要であること等）がイラストを交え詳しく記されており、資料を読み上げたのち、事例（噛みつき・ひっかきなど、今までの苦情から事前説明の必要性があるもの）を挙げ、わからないことや、さらに詳しく知りたい欲求に応えています。特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化は今後の課題です		
32	Ⅲ－１－（２）－③　保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は定めていませんが、重要事項説明書とともに交付する個人情報使用同意書には「保育園・幼稚園との間で円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の保育園・幼稚園との間で情報を共有すること」「他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をおこなうこと」について同意を得ています。担当者や窓口のアナウンスはしていませんが、園の利用が終了した後も保育所として子どもや保護者等が相談できるように福祉統括、園長が対応していることを口頭で伝えています		
Ⅲ－１－（３）　利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ－１－（３）－①　利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 言葉での表現が難しい年齢であり、表情や動きなど一人ひとり異なる表現の仕方を捉え、その特性で判断して日誌や個人経過記録に記し、週ごとに振り返りの時間をもって満足度を確認しています。また、年２回の運営推進会議には書面で意見・要望を聴取して保護者の満足度を把握する仕組みもあり、「高齢者とのふれあいができて嬉しい」「感染対策を徹底してくれて安心して預けることができる」等が挙げられています。小規模であり、送迎時いつでも個別対応に応じられるため特段面接の機会は設けていませんが、「言いたくても言い出せない」潜在的な保護者がいる場合も考慮し、定期的な個別面談の機会をもつことを期待します		
Ⅲ－１－（４）　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ－１－（４）－①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 苦情解決責任者、窓口担当を園長、第三者委員を代表取締役として苦情解決の体制を整え、苦情解決の仕組みが記載された重要事項説明書を玄関に掲示しています。意見箱を設置するとともに、送迎時の対話や連絡ノート、年度初めの保護者会と運営推進会議にアンケートを実施して意見や要望を聴取するなど申し出がしやすい工夫もあります。苦情内容及び解決結果は、苦情の発信者に配慮したうえで、保護者向けの「お知らせ」として書面で配付し、職員会議や事故防止委員会で全員に周知しその改善策を共有しています。苦情解決に係る話合いの手順は定めていますが、書面化して周知されることを望みます		
35	Ⅲ－１－（４）－②　保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉		

重要事項説明書には相談窓口担当者、第三者委員、意見箱の設置が記載され、保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を選べることが示されています。さらに「入園のしおり」には、「ご質問ご意見等ございましたら随時ご記入いただければお返事させて頂きます。ご心配なことは、どんな細かいことでもお聞かせください。保育所とご家庭が連携してお子様の保育にあたっていきたいと思います」と連絡帳の活用について記載されています。他者に聞かれることなく話ができる環境を整えていますが、個人面談の期日を設け、相談の機会が確保されることには取組の余地があります		
36	Ⅲ－１－（４）－③　保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 記録の方法や報告の手順、対応策の検討等、園のマニュアルとしてふさわしい文書を常に意識して探す姿勢があり、インターネットや保育雑誌からわかりやすく示された資料をコピーして研修テキストとして学び、相談対応マニュアルとしています。連絡帳の活用、意見箱の設置、アンケートや保護者会の実施、運営推進会議への出席といった機会に保護者の意見を把握し、速やかに福祉統括、園長に報告がなされ、検討に時間がかかる場合には状況を説明して迅速な対応をおこなっています。保護者の意見は職員会議や管理者会議で検討し、研修に落とし込んで保育の質の向上に取組んでいます		
Ⅲ－１－（５）　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－①　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 リスクマネジメントに関する責任者を園長と定め、法人全事業所を対象とした感染、安全対策委員会を設置し、その中で保育事業における事故防止委員会を位置づけて体制を整備しています。職員に「危機管理・安全教育」として内部研修で周知し、ヒヤリハットの提出があった場合、時間を置かずその日のうちに職員で話し合い、原因を考え対策をとっています。毎月の職員会議や事故防止委員会では、園の信用失墜につながりかねない案件として議題に挙げ、発生要因の分析や改善策、再発防止策を検討していますが、その実効性についての評価に課題が残ります		
38	Ⅲ－１－（５）－②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 感染症・安全対策委員会を設置し、「衛生管理ファイル」として感染症の予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、園内研修で職員に周知徹底するとともに、全職員がいつでも確認できるように保育室に設置しています。外部研修受講後や新しい情報を入手した際に資料を追加していますが、定期的な見直しとは言い難い状況です。毎年、感染症の流行に備え早い時期（５月か６月）に園内研修を実施し、研修後は研修報告書を作成、確認テストも実施して学びを振り返っています。徹底した新型コロナ感染症対策により発生事例もなく過ごしており、保護者には「お知らせ」として感染症関連の情報提供をおこなっています		
39	Ⅲ－１－（５）－③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉		

事業継続計画は現在策定中ですが、「地震防災マニュアル」に災害時の職員体制、避難先、避難方法、ルートを定め、地震、火災、台風、津波を想定した災害避難訓練の年間計画をもとに毎月訓練を実行しています。浸水想定区域等更新されるハザードマップの情報には都度対策を検討しており、安否確認は保護者向け連絡アプリ「ルクミー」によって一斉に配信され、年１回８月の引き渡し訓練時に実際におこなって非常時に備えています。法人全体の総合訓練も年１回実施していますが、地域防災訓練への参加以外、地元の行政や自治会、福祉関係団体等と連携した訓練はおこなわれていません

Ⅲ−２　福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ−２−（１）　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ−２−（１）−①　保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 乳児保育、登降園時マニュアル、事故防止及び事故発生時対応マニュアル、健康マニュアル、投薬マニュアルが備えられ、内部研修によって職員に周知徹底しています。視覚的情報の覚えやすさを利用して、カラーでメリハリがあり、イメージしやすい図やイラストが添えられている資料をインターネットや保育雑誌から引用し、園のルールとしてファイル化していますが、事業所の環境に照らし合わせた内容が加味されることを期待します。健康管理や午睡チェックは日常的に実施を確認できていますが、その他は標準的な実施方法にもとづいて実施されているか確認する仕組みはありません		
41	Ⅲ−２−（１）−②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育業界の動向把握から最新情報を盛り込んだり、内部研修の資料作成のために調べたり、より適切な情報を取り入れてファイルに綴じていますが､「標準的な実施方法の検証･見直し」として時期やその検証方法を定めてはいません。保護者の苦情をもとに職員で協議の結果、新入園児受入れ手順に「面接事項を入園前、入園初日に全職員で確認する」「必要事項、確認事項、注意事項を共有、周知のために目に見えるところに掲示する」と加え、標準的な実施方法として反映した例はあります。検証や見直しについて方法や仕組みを定め、これをもとにした継続的な実施が保育の質の向上に活かされることを望みます		
Ⅲ−２−（２）　適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ−２−（２）−①　アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 責任者を園長として指導計画を策定していますが、手順としての書面化はありません。「ｍａｍａはあと面接用紙」「乳幼児面接質問事項表」「食事に関するアンケート」から健康診査、通院状況・体質、食事、排泄、睡眠、成育歴、受けた予防接種、アレルギーの有無、日常生活の状況、家庭での食事の状況等の情報を得てアセスメントを実施し、調理師や必要に応じて医師、発達支援等関係者の意見を取り入れ、個別の指導計画を策定しています。保育実践についての振り返りや評価を年間、月間、週日案の記録に反映させて次月につなげ、内部研		

修「事例検討」で適切な保育の提供がおこなわれるよう話し合っています		
43	Ⅲ－２－(２)-②　定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 子どもの成長に見合ったものに見直していますが、その時期や検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順は書面化されていません。天候やその日の子どもの様子により指導計画を緊急に変更する場合、朝の打ち合わせで検討・相談して活動内容を決めることとしており、ゆとりあるスケジュールとなっています。指導計画の評価・見直しにあたっては、子どもや保護者のニーズに対する保育・支援が十分ではない状況等課題を明確にし、職員全員が同じ関わりができるようわかりやすい表現で加筆して週、月、年を通して振り返り評価した結果を次の指導計画の作成に活かしています		
Ⅲ－２－(３)　福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ－２－(３)-①　子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 子どもの発達状況や生活状況は「個人経過記録」によって把握・記録がなされ、指導計画に沿ってどのような保育が実施されたのか、また、前月の子どもの姿を踏まえた活動と、その結果として子どもの状態はどのように推移したかについて具体的に記録されています。記録要領は作成されていませんが、福祉統括と園長がコメントを書き入れる指導や、互いの記録を読み込んで学びとしており、連絡ノートの活用とともに毎朝の打合せ、毎月の職員会議や管理者会議を開催して情報共有しています。さらに大切と思われることは内部研修に取り入れ、確認テストや研修報告書の提出を通して確認し、積極的な共有化が図られています		
45	Ⅲ－２－(３)-②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例「記録の整備」にもとづいて「完結の日から５年間保存」と運営規程に定め、これに従っています。個人情報の取り扱いについては「職員倫理規程に基づく行動指針」にプライバシーの保障として明記し、個人情報の不適正な利用や漏えい防止のため採用時に誓約書を交わして厳守しています。また、内部研修「職員基本倫理」で個人情報の取り扱いについて学び、年２回の自己評価で振り返り、評価しています。保護者には入園時、重要事項説明書の書面をもって説明し、写真等肖像使用についても同意を得ています		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A－１　保育内容

		第三者評価結果
A-１-（１）　全体的な計画の編成		
A①	A-１-（１）-①　保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a・b・ⓒ
〈コメント〉 「子ども達が笑顔で過ごす」という保育所の理念、方針に基づき、特に０歳児は愛着関係の大切さ、１歳児は声かけや導入に対する配慮、２歳児は「自分で」という気持ちに寄り添う関わりの重要性を明確に打ち出したうえで、年間計画・月案・週日案・個人経過記録を作成しています。子どもを真ん中におく方針が一貫しているものの、全体的な計画は編成されていません。組織として計画的に連続性のある保育を展開し保育目標が達成されるよう、大きな方針である全体的な計画を職員参画のもと編成していくことが求められます		
A-１-（２）　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-１-（２）-①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 エアコンの設定温度を夏場は２７度としていますが、子どもの動きによって温度を調整し、水遊びの後の濡れている身体には冷たさを感じるので、クーラーを停め衣服を着てから点ける、午睡中は１度上げて尚且つ扇風機も止めたりと細やかな対応をおこなっています。保育者が暑く感じても温度は下げないというルールも厳守されていますが、温度調節は保育者の感覚に頼る部分が大きくなっています。子どもたちの月齢も低いため、現在朝と夕方の気温を記録していますので、定期的に測定をおこなう等根拠をもって判断する方法の確立を望みます		
A③	A-１-（２）-②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 １日の生活の流れはゆとりのあるスケジュールとなっており、活動内容も多くを取り入れず時間的な余裕の確保のもとゆったりと過ごせるよう保障されています。また、保育者は「見守りながら子どもの言葉をよく聞き対応する」、子どものこだわりに対しても「いつかは遊びや友達に目が向いていくと信じて関わる」としており、保育者間の連携のもと子どもの思いが十分に受け止められ、指示命令する言葉を発しない関わりが実現されています。園長からも「いい加減な関わりはその場で注意しますが、そのような職員はいません」との発言があり、真摯に子どもに向き合う職員の姿が裏付けられています		
A④	A-１-（２）-③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉		

子どもが「自分でやってみたい」と思えるような声かけや誘いかけの工夫をしながら保育者がやって見せ、遊びの場面でも「おててごしごし」や「くちゅくちゅぺー」と再現し興味を引く援助をしています。「この子は順番と声をかけると待っていられる」「トイレ行かないと言うのでその所は受け入れた」「言葉の理解があるのでルールをきちんと伝えればスムーズに受け入れてくれる」と、個人経過記録に明示され、午睡時を活用しての情報共有や隙間時間での話し合いをおこない、一人ひとりに対してより良い関わりを導き出す機会を設けています		
A⑤	A-１-（２）-④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 遊びスペースの囲いの外側に玩具を置き、子どもが指さしをして遊びたいものを伝えられる環境の整備をしています。おもちゃを指さしているかと思っていたところ、実は保育者が使っているボールペンに興味を持っていたと気づき、手を添えて一緒になぐり描きを楽しんだというエピソードもあり、予想をしなかった子どもの姿から気づきも得られています。園として意図を持った関わりである「指さしの促し」を基盤に、子どもが自ら「ものやこと」に関わっていく物的環境の見直しをおこない、遊びが更に豊かになっていくよう期待します		
A⑥	A-１-（２）-⑤　乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 朝の受け入れ時には個々の登園前の授乳時間・睡眠・健康状態を把握し、その日のスケジュールの検討と確認がされています。またベビーベットが置かれた和室は落ち着いた雰囲気となっており、他児の動きがある中でもじっくりとミルクを飲んでいる姿を視認しています。「子どもが言葉を発しないからこそ、笑ったらしっかり微笑み返す」「その場で感じた事をきちんと言葉にして返す」と、応答的な関わりを保育者一人ひとりが自覚し子どもと向き合っています		
A⑦	A-１-（２）-⑥　３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育者は「子どもの言葉をよく聞く」ことを関わりの基本とし、見守るからこそ子ども自身が考えて行動する姿が見られると認識しています。また、子どもの「自分で」の姿にも、保育者同士が連携しながらさりげなく手伝い自分でやった感覚を味わえるようにしたり、「手伝ってもいい？」と確認しその子の意思を重んじています。戸外での探索活動は地域資源を活用し保障していますので、室内でも十分な探索活動から自発性・自主性を促す遊びが発展していくように、手作りの遊具や感覚遊びの玩具が用意されている第二保育室（別棟）の活用も含めた検討を望みます		

A⑧	A-１-（２）-⑦　３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
〈コメント〉 ３歳以上の保育は実施していません		
A⑨	A-１-（２）-⑧　障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 歩行への配慮が必要なお子さんの受け入れ時は、保護者や医療機関と連携のもと、介助方法に力を入れた支援をおこなっていました。現在、配慮の必要な子どもはいませんが、在園児の月齢に合わせて建物設備を都度確認する事もより良い生活環境の改善につながりますので、トイレや洗面台、物の配置、食具も含めた設備の定期的な確認と見直しが継続されていく事を望みます。また、様々な子どもの姿に対する園での関わりを発信することで、子育ての悩みを抱える保護者に安心を届け、他の子どもへの理解も拡がります。園での対応を含めた情報を保護者に積極的に伝える取組を期待します		
A⑩	A-１-（２）-⑨　長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 15 時の手作りおやつはボリュームがあり、現状夕方にお腹が空いてしまう子もなく家庭からも補食に対する要望は上がっていませんが、園からは保護者に意見を募っていません。月齢が低いこともあり、降園が遅くなる子に対しては保護者と相談しながら補食が必要かどうかの判断をしていくことが求められます。保護者への連絡は漏れがないように体制は整えられていますが、誰が誰に伝えたのか記録は残されていません。保護者に対して責任を持ち確実に伝える意識の形成と、トラブルが起きた時に速やかな対応につなげるために記録の見直しが必要です		
A⑪	A-１-（２）-⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
〈コメント〉 ２歳児までの預かりのため小学校との連携はありません		
A-１-（３）　健康管理		
A⑫	A-１-（３）-①　子どもの健康管理を適切に行っている。	ⓐ・b・c
〈コメント〉 「健康マニュアル」は登園後の健康チェック、熱がある時、下痢の時と細かく状況ごとにまとめられています。資料は自分たちが見やすく、また見ようと思えるようにイラスト入りとなっており、志田榛原地区で行われている小児救急講習会にも参加し緊急時の対応にも備えています。保護者には、流行っている疾病について情報を提供するとともに、暑い時期にはチャイルドシートの使用で体温が高めになる状況もあると考え可能な限り様子を見たり、保護者に都度体調の報告をする細やかな対応がなされています。結果、保護者が自分でどうするのか判断するきっかけとなり、園との二人三脚で子どもを守る体制が確立されています		
A⑬	A-１-（３）-②　健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
健康診断、歯科検診は年２回実施し、結果は個票にまとめ一人ひとりのファイルに綴じてあり情報の確認と共有のしやすさが担保されています。検診結果は保護者に口頭で伝えており受診の勧めも園から行われています。受診済みの確認は、基本保護者の申し出に頼っていますが、状況に応じて園から確認をしています。保健に関する計画は年度末に見直しをしていますが、健康診断と歯科健診の結果を保健に関する計画に反映させていません。計画の見直し時に組込み、目の前の子どもたちの実情に即した内容となるよう望みます

A⑭	A-１-（３）-③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
アレルギー疾患の把握は、食事アンケートと入園前面接の聞き取りで実現され「症状が出たらどうするのか」と、マニュアルも整備し緊急時への備えがなされています。情報は厨房とも共有され、アレルギーのある子どもに対して対象食材は使用しないことを基本としつつも調味料やおやつの提供で心配なことがある場合は、家庭で食べているものを画像で提示してもらい同じものを使うようにしています。毎年榛原病院が実施する研修に参加し、卵ボーロも卵アレルギーを誘引するという情報を得て対応に生かしています。保護者に対してもアレルギー疾患、慢性疾患等の理解が浸透していく取組を期待します

A-１-（４）　食事

A⑮	A-１-（４）-①　食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	ⓐ・b・c

〈コメント〉
家庭でのメニューに変化が少ない事を実感し、いろいろな食材を味わってほしい、みんなで食べる楽しさを感じてほしいとの願いを持ち食育計画を作成しています。遠足が雨で中止になった時にはピクニック気分が味わえるようにレジャーシートを敷いて食べたり「〇〇を探してみよう」と五感を刺激する楽しい関わりが工夫されています。家庭生活の流れから早めに眠くなりそうな子どもには、あらかじめ主食と副食を半分にしておき、午睡後に適切に保管していた食事を提供する対応は、個々のペースが十二分に保障され配慮が細やかです

A⑯	A-１-（４）-②　子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ⓑ・c

〈コメント〉
検食簿にはよく食べた事はもちろんですが、「味に慣れていない」「味付けのせいだったのか食材自体は好きだが今日は進みが悪かった」「ネギが気になる様子だった」と何が原因だったのか具体的に記述されています。ただし、厨房の職員が食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会は意図的に設けられていません。直接子どもたちの様子を見ることは、検食簿からは察することのできない子どもの表情や食事の雰囲気を感じ、更に子どもに寄り添った対応が導き出されます。可能な限り定期的に交流する機会の検討が望まれます

評価対象 A－２　子育て支援

		第三者評価結果
A-２-（１）　家庭との緊密な連携		
A⑰	A-２-（１）-①　子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 誕生会の日は、誕生児の保護者に園に来てもらい共にお祝いする場の提供をしています。月1 回発行の園だよりは遊んでいる子どもの写真が一面に載っており「実家のおじいちゃんおばあちゃんにも渡したいので２枚ください」と要望が上がるほど好評です。内容は「あじさいきれいだね」「しゃぼんだまおもしろーい」など写真の説明にとどまっているため、保育者の思いや子どもの姿をどのように捉えたか補足することにより、保護者が保育の意図や保育内容の理解を深め、共感から園への理解、協力を得る事にもつながると考えます		
A-２-（２）　保護者等の支援		
A⑱	A-２-（２）-①　保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保護者から相談があった時は別室での対応も行い、食事や排せつなど身近な悩みはイラスト入りの資料を提供し、わかりやすさが担保された支援を行っています。内容によっては管理者に相談しチームで対応する体制も整っています。個別の対応はしていますが、定期的に面談の日は設けていません。自分から話出せない保護者の方もいると考えられることから、面談日を設け保護者から話してみようと思える状況を作る事は、保護者の安心感を導き出します。また、保護者の声は園の質の向上にもつながりますので早急な対応が求められます		
A⑲	A-２-（２）-②　家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉 保育者は、保護者の忙しさに心を寄せて労いの言葉をかけ、大変さを理解しながら共感する事を念頭に関わっています。また、状況に応じて牧之原市子ども子育て課、牧之原市福祉こども相談センター、静岡県中央児童相談所（藤枝市）に状況を報告し情報の共有を図っています。マニュアルとして虐待の定義、早期発見等への対応、職員が留意すべき事項が記載された「虐待の防止のための指針」が整備されていますが、法人内の高齢者施設３事業所対象として作成されているため、幼児の状況に読み替える必要のある文言と内容になっています。追記も含めて園向けのマニュアル作成の検討が必要です		

評価対象 A－３　保育の質の向上

		第三者評価結果
A-３-（１）　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-３-（１）-①　保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ⓑ・c
〈コメント〉		

自己評価はチェック式と記述式で年２回取組んでいます。記述式のものは、保育における個人の反省と全体での反省や気づきについて振り返りがされています。年度末には「全体評価・自己評価」として、良かった点と改善すべき点を視点に話し合いがおこなわれ、「子どもの興味の引き方をもっと考えたい」「子ども達を待たせないようにしたい」と今後の対応につながるものとなっています。自己評価シートに掲げられている「保護者への対応」「研修」「子育て支援」等他の内容については職員全体で検討されていません。職員参画のもと自己評価に対しての振り返りから検討をおこない次年度の計画に反映させていく事が求められます